

## 阿波おどり実行委員会会則

(名 称)

第1条 本会は、阿波おどり実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 実行委員会は、阿波おどり事業を主催し、開催に関して必要な計画の策定と運営の検討を行うとともに、開催について審議し決定することにより、事業を実施することを目的とする。

(組 織)

第3条 実行委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 徳島市から選出された者
- (2) 経済団体等から選出された者
- (3) 前号に掲げる者のほか、実行委員会が必要と認める者

2 委員は、無報酬とする。

(役 員)

第4条 実行委員会には、次に掲げる役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 監 事 2名

2 委員長は、委員の中から互選によって定める。

3 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

4 監事は、委員長が選任する。ただし、委員と兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第5条 委員長は、実行委員会を代表し、会務を統括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある場合は、その職務を代理する。

3 監事は、実行委員会の会計その他の事務を監査する。

(任 期)

第6条 委員及び役員の任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、再任を妨げない。ただし、任期途中の補欠の委員及び役員の任期は、その残任期間とする。なお、任期の末日までに次の役員が選出されていない場合は、特に申し出のない限り、次の役員が選出されるまでの間、前任者がその職務を担うものとする。

(会 議)

第7条 実行委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、会議を招集する必要がないと認める事項については、委員に持ち回り回議し、会議にかえることができる。

- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開会することができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員がやむを得ない理由により会議を欠席する場合、委員長は、当該委員の申し出により代理出席を認めることができる。
- 6 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議へ出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(議決事項)

第8条 会議は、次の各号に掲げる事項を審議し、決定する。

- (1) 阿波おどりの準備、運営等に関する事項
- (2) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (3) 予算及び決算に関する事項
- (4) その他阿波おどりの開催に係る重要な事項

(委員長の専決処分)

第9条 委員長は、緊急を要する場合で会議を招集する暇がないと認めるときは、その議決すべき事項について専決処分することができる。

- 2 委員長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の会議において報告し、その承認を求めなければならない。

(事務局)

第10条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を徳島市経済部内に置く。

- 2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(運営協議会)

第11条 実行委員会に対し、阿波おどりに関して幅広い意見を述べるとともに、支援・協力する組織として、実行委員会内に阿波おどり運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

- 2 運営協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(経費)

第12条 実行委員会の経費は、補助金、入場料、広告、協賛金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第13条 実行委員会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第14条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成 30 年 4 月 26 日から施行する。
- 2 平成 30 年度の会計年度の開始日は、第 13 条の規定に関わらず、前項の施行期日とする。

附 則

この会則は、平成 30 年 5 月 30 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 31 年 2 月 13 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 2 年 3 月 31 日から施行する。